

令和8年度地域公共交通計画策定調査業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度地域公共交通計画策定調査業務委託

2. 業務概要

令和5年3月に策定した川島町地域公共交通計画（以下、「公共交通計画」という。）は、令和9年度をもって計画期間終了を迎える。公共交通計画は、社会情勢や地域の実情に応じて、策定する必要がある。

本業務は、公共交通計画の策定に向けた基礎調査を実施し、地域公共交通の導入・改善に向けた検討を行うものである。現在の人口動態や移動実態等を踏まえ、現状の課題を定性・定量の両面から明らかにするとともに、改善の基本的な考え方を整理し、あわせて、町にふさわしい交通システムの導入に向け、関係事業者や住民等の意見を反映しながら具体的な方策・スケジュールを検討し、次年度以降の公共交通計画策定のための基礎資料とすることを目的とする。

3. 対象地域

川島町内

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 業務内容

（1）川島町の現況整理・課題抽出

- ・町の第6次川島町総合振興計画、川島町都市計画マスタープラン等の上位計画、公共交通計画及び関連調査資料を整理し、町の公共交通の現況を把握する。
- ・人口動態、年齢構成、主要施設分布等の基礎データを分析し、地域特性を明確化する。
- ・ステークホルダー（交通事業者、地域団体、行政関係課等）へのヒアリングを通じ、交通課題・生活課題を定性的に整理する。
- ・既存の交通手段別移動特性を把握し、主な移動目的・距離・時間帯・課題を抽出する。

(2) 定量分析（乗降データ・人流データ分析）

- ・ 町内バス・タクシー等の乗降記録、運行実績、利用データを収集・分析し、交通需要を定量的に把握する。
- ・ 必要に応じて、人流データを購入・分析し、移動傾向（曜日別・時間帯別・エリア別）を可視化する。
- ・ 定性分析との照合により、課題の発生要因・改善余地を整理する。

(3) 地域実態調査

- ・ 住民アンケート調査（設問数 20～30 問、2,000 件程度、クロス集計実施）を実施し、移動ニーズや希望する交通手段、運行条件（時間帯・目的地等）を把握する。
※配布・回収は郵送を予定する。
- ・ ヒアリング、アンケートの結果を整理し、住民・事業者・行政が共有できる課題認識を形成する。

(4) 新たな地域内公共交通の検討

- ・ 新たに導入する交通システム（例：デマンド交通、ライドシェア、コミュニティバス等）の運行方式・システム構成を検討する。
- ・ 交通事業者（バス・タクシー）等へのヒアリングを行い、運行主体・体制・費用負担等の実現可能性を整理する。
- ・ 検討結果をもとに、候補システムの運行概要、シミュレーション（想定ルート・運行頻度・コスト）を実施し、導入効果を試算する。
- ・ 補助金（交通空白解消補助金等）の活用可能性について整理し、導入に向けた支援スキームを提示する。

(5) 新たな地域内公共交通導入に向けた対応検討

- ・ 検討主体・関係部局・交通事業者等の役割分担を明確化し、導入に向けた実施スケジュールを策定する。
- ・ 翌年度以降の地域公共交通計画策定及び実証運行等に向けた基本的な工程・手順を整理する。

(6) 報告書作成

<成果品>

- ・ 報告書（印刷物）・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ・ 報告書電子データ [CD-R 若しくは DVD-R]・・・・・・・・・・・・・・ 2 部
（編集可能ファイルおよび PDF ファイル）

報告書内容（例）

- ・ 現況・課題整理結果
- ・ 定量・定性分析結果
- ・ 交通システム検討結果・シミュレーション結果
- ・ 導入方針・実施スケジュール案

（7）公共交通会議の運営支援等及び打合せ協議

- ・ 公共交通会議の運営支援（3回程度／年）を行う。
会議資料の作成支援を行い、会議に出席し必要な支援を行う。また、議事録の作成を行う。なお、会議資料は町で印刷を行う。
- ・ 公共交通会議等への業務進捗状況や調査結果の報告・協議を実施し、関係者の合意形成を図る。
- ・ 打合せ協議（5回程度／年）
初回、中間時3回、納品時を基本として、対面及びWeb等で適宜打合せを行う。

（8）補足事項

- ・ 本業務の実施にあたっては、関係部局・交通事業者・地域団体との十分な連携を図るものとする。
- ・ 町が別途取得した人流データ・統計資料等を活用することができる。
- ・ 必要に応じて、専門的知見を有する外部機関・システム事業者との連携を行うことが望ましい。

6 その他

- （1）受注者は、常に発注者と連絡を密にし、発注者との協議を経て業務を進めること。
- （2）受注者は、本業務の全部又は一部を再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託もしくは請け負わせる場合において、事前に書面にて報告し、川島町の承諾を得たときは、この限りではない。
- （3）本業務に必要な資料等で発注者が所有するものについては、受注者に貸与する。ただし、本業務完了後、受注者は速やかに返却するものとする。
- （4）受注者は、本業務の遂行上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- （5）本業務を処理するための個人情報の取扱については、川島町個人情報保護条例の規定を適用する。
- （6）成果品の著作権と使用权は発注者に属するものとする。
- （7）本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協

議のうえ、定めるものとする。